



ざっくり理解する気候変動 井川夕慈著より

気候変動と環境経営(6)

財務諸表による情報開示

12月①のごあいさつ

山内公認会計士事務所

2025年12月1日(月)

法定開示における環境保護への誘導

法定開示を義務付けられた企業とは、上場企業及びその連結子会社等である。日本の上場会社数は2025年4月末時点で、3,964社(その関係会社を含めて31,324社)であり、全国の法人総数(2,950千社)に占める割合はわずか1%強にすぎない。

その外、会社法上の大会社はおよそ12,000社あるとされるが、上記の数字に含まれるだろう。しかし、製造企業における上場会社等の売上高の割合は65.9%(経済産業省)と言われており、開示企業における直接、間接的な影響度は大きいと考えられる。

金融商品取引法(有価証券報告書)や会社法(計算書類や事業報告など)に基づく法定開示の中で、環境保護に関する記載が出てくる例としては次のものがあり、これらの影響力に期待するのである。

有価証券報告書等

- ① 環境規制(大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法など)の強化によるコスト増加リスク
- ② 気候変動(CO₂排出削減義務、排出権取引制度など)による事業への影響
- ③ 環境訴訟や環境事故発生の存在リスク

会社法に基づく事業報告・計算書類

CSRやESG的な環境保護方針や取組状況

- ① 会社の現況に関する事項(環境保護方針、CSR、ESG)、(省エネ、廃棄物削減、リサイクル活動の状況)
- ② 重要な設備投資の内容(環境対策設備の導入や老朽化設備の更新による環境改善)
- ③ 対処すべき課題(将来の環境規制対応や気候変動リスクへの対応課題)

現代会計の課題

会計は経営の鏡であり、経営が進化すれば、会計も進化する。それは相互作用であり、その時、会計はもはや単に財務情報を記録、報告する手段にとどまらず、企業の継続性、可能性への取り組みを見える化、実践化する重要なツールとなる。企業行動(サステナビリティ)と会計はもはや別物ではなく、持続的な経営の実現に不可欠で一体的な領域となってきた。